

令和 8 年度分 市民税・県民税申告書の手引き

○給与所得金額計算表

④給与等の収入金額	給与所得金額	
651,000 円未満	0 円	
651,000 円 ～ 1,899,999 円	④－650,000 円	
1,900,000 円 ～ 3,599,999 円	④÷4＝⑤	⑤×2.8－80,000 円
	(千円未満の端数切捨て)	⑤×3.2－440,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円		
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	④×0.9－1,100,000 円	
8,500,000 円以上	④－1,950,000 円	

○公的年金等の所得金額計算表

年 齢 区 分	公的年金等の収入金額	公的年金等の所得金額 (公的年金等以外の合計所得金額 1,000 万円以下)
65 歳未満 (昭和 36 年 1 月 2 日 以後の生まれ)	1,300,000 円未満	収入金額－600,000 円(マイナスがであれば、0 円)
	1,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入金額×0.75－275,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入金額×0.85－685,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入金額×0.95－1,455,000 円
	10,000,000 円以上	収入金額－1,955,000 円
65 歳以上 (昭和 36 年 1 月 1 日 以前の生まれ)	3,300,000 円未満	収入金額－1,100,000 円(マイナスがであれば、0 円)
	3,300,000 円 ～ 4,099,999 円	収入金額×0.75－275,000 円
	4,100,000 円 ～ 7,699,999 円	収入金額×0.85－685,000 円
	7,700,000 円 ～ 9,999,999 円	収入金額×0.95－1,455,000 円
	10,000,000 円以上	収入金額－1,955,000 円

● 生命保険料控除の計算方法(平成25年度分から改正)

○ 新契約(平成 24 年 1 月 1 日以後に締結)のみの場合

年間の支払額	生命保険料(①)	個人年金(②)	介護医療保険(③)
12,000 円以下	支払額の全額	同左	同左
12,001 円～32,000 円	支払額×1/2+6,000 円	同左	同左
32,001 円～56,000 円	支払額×1/4+14,000 円	同左	同左
56,001 円以上	一律 28,000 円	同左	同左

生命保険料控除額…①+②+③(ただし、上限は 70,000 円)

○ 旧契約(平成 23 年 12 月 31 日以前に締結)のみの場合

年間の支払額	生命保険料(④)	個人年金(⑤)
15,000 円以下	支払額の全額	同左
15,001 円～40,000 円	支払額×1/2+7,500 円	同左
40,001 円～70,000 円	支払額×1/4+17,500 円	同左
70,001 円以上	一律 35,000 円	同左

生命保険料控除額…④+⑤(ただし、上限は 70,000 円)

各上限は 28,000 円

○ 新契約・旧契約の両方を控除対象とする場合

上記対象表により計算し合算する。〔生命保険(①+④)個人年金(②+⑤)介護医療保険(③)〕

生命保険料控除額は各種の合計(生命保険+個人年金+介護医療保険)(ただし、上限は 70,000 円)

養父市税務行政につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

この市民税・県民税申告書は、令和 8 年 1 月 1 日現在で養父市に住居登録がある方(18 歳以上)を対象に発送しています。〔給与所得のみで特別徴収(給与からの天引き)の方、青色申告の方などは除いています。〕

この申告は、令和 8 年度分国民健康保険税等の基礎資料にもなりますので必要事項を正しくご記入のうえ、令和 8 年 3 月 16 日までに、市役所税務課または最寄りの地域局へ提出してください。なお、この手引きや市民税・県民税申告書は養父市のホームページに掲載しています。〈URL→<https://www.city.yabu.hyogo.jp/>〉

1 申告書を提出しなければならない方

- 所得税の確定申告をしていない方
- ※ 確定申告不要でも市民税・県民税では金額の多少に関わらず、全ての収入を申告しなければなりません。
- 令和 7 年中に収入がなかった方
- 営業、農業、不動産、一時所得などの所得のある方
- 給与収入における「給与支払報告書」が提出されていない方(提出状況は勤務先にご確認ください。)
- 住民登録は養父市にあるが他市町で課税されている方(申告書裏面に課税市町を記入してください。)

2 申告書を提出する必要がない方

- 所得税の確定申告書を提出された方
- ※ 上場株式譲渡・配当所得について、令和 6 年度から所得税と市民税・県民税とで異なる課税方式を選択することができなくなりました。
- 給与所得以外に所得がなく、勤務先から「給与支払報告書」が提出されている方
- ※ ただし、市民税・県民税において医療費控除等を受けようとする場合は申告が必要です。

3 申告書の提出について

同封の封筒に入れて提出してください。(郵送される場合は、切手を貼って投函してください。)

4 申告相談について

令和 8 年 2 月 16 日～3 月 16 日(9 時～15 時 45 分)に、八鹿老人福祉センター 2 階集会室、養父公民館 農業経営技術研修室、大屋公民館研修室、関宮公民館 2 階視聴覚室で申告相談を行います。

(土・日・祝祭日を除く)※大屋会場は金曜日、関宮会場は水曜日が休みです。

なお、申告会場では相談者が多数の場合、お待ちいただくことがありますのでご理解をお願いします。

(重要1)医療費控除、事業(農業含む)に係る収支計算書等の作成に際し、領収書等をお持ちいただいても受付職員は原則計算いたしませんので、会場にお越しになる前に項目ごとに整理、計算してお越しください。

(重要2)平成 26 年 1 月 1 日から、全ての事業申告者(農業含む)に対し、収入・経費の記帳と保存が義務化されています。事業申告をされる方は計算書などを合わせてご持参ください。

5 国民健康保険加入世帯の方へ

国民健康保険加入世帯の方は、申告書を提出していただかないと、軽減措置該当者の場合であっても、この軽減の適用が受けられません。所得金額の多少に関わらず必ず申告してください。

なお、確定申告書を提出された方は市民税・県民税の申告書を提出する必要はありません。

6 後期高齢者医療制度加入世帯の方へ

後期高齢者医療制度加入世帯の方は、申告書を提出していただかないと、軽減措置該当者の場合であっても、この軽減の適用が受けられません。所得金額の多少に関わらず必ず申告してください。

また、世帯におられる方全員の所得により、被保険者が低所得に該当するかどうかの判定を行っています。申告書が届いた方は所得の有無に関わらず必ず申告してください。

7 介護保険で要介護 1～5 の認定を受けている方へ

身体障害者手帳がない方でも要介護 1～5 の認定を受けている方は、申請により障害者控除の対象に認められる場合があります。詳しくは養父市役所介護保険課へお問い合わせください。(TEL 662-7603)

問合せ先：養父市役所 税務課
電話 079-662-3164